

平成29年度

第2回鈴鹿市公の施設の指定管理者選定委員会（第1部会）会議概要

日時：平成29年5月29日（月）18時30分～21時20分

場所：鈴鹿市役所本館12階1201会議室

出席委員：5人（全員出席）

内容：下記の通り

1 指定管理者候補者の選定方法について

公募によって指定管理者候補者を選定する際の評価基準が事務局提案どおり承認された。

承認内容は以下のとおり。

- ・ 指定管理者候補者の選定は、申請団体からの提出書類による選定を基本としつつ、書類で不明な点を解消するために申請団体のヒアリングを実施する。
- ・ 申請団体すべてをヒアリングの対象とし、ヒアリングの順番は申請順とする。
- ・ 申請団体の入室及び準備は5分以内、申請団体のプレゼンテーションは10分以内、質疑応答は15分以内とする。
- ・ 各項目が早く終わった場合であっても、他の項目の時間に充当することはできないものとし、入室及び準備に5分以上かかった場合は、プレゼンテーションの時間に充当することとする。
- ・ 審査は提出書類に基づき、評価項目ごとに採点する。
- ・ 採点は5段階評価で行い、5は配点の100%、4は75%、3は50%、2は25%、1は0%の配分率とする。
- ・ 各委員の合計点数が一番高い者を候補者として決定する。
- ・ 合計点数が同点の場合、多数の委員が上位と評価した者を指定管理者候補者として決定する。それでも決定しない場合は、提案価格の低い者を指定管理者候補者として決定する。
- ・ 総配点の50%を最低基準点とし、それ未満の者は候補者としなないこととする。
- ・ すべての申請団体が最低基準点を下回った場合は、再募集又は最も高得点を獲得した申請団体に条件を付して再提案のどちらとするかを協議する。

2 公募施設の施設概要及び評価基準について

河川防災センター，鈴鹿川河川緑地（運動施設・公園施設）について，当該施設を所管する防災危機管理課，スポーツ課，市街地整備課から施設の概要調書・募集要項等の資料を基に，施設の目的，概要，指定管理者に求める点，選定に際して重視する点等について説明を行った。

主な質疑内容は以下のとおり。

【委員】

- ・ なぜ使用料が無料なのか。有料にする考えはないのか。

【防災危機管理課】

- ・ 今のところ，有料にする考えはない。

【スポーツ課】

- ・ 国から土地を借りている施設であることと，河川敷という特性上，大雨等の影響で利用不能になる期間が長く発生することから，有料化は考えていない。

【委員】

- ・ 防災センターとして，防災啓発等の行事はあるのか。

【防災危機管理課】

- ・ 市民向けの行事はないが，ロビーに防災に関する展示をしている。
- ・ 市の訓練で活用するほか，他市からの見学や視察もある。

【委員】

- ・ 視察の際の会議室利用は優先的にできるのか。

【防災危機管理課】

- ・ 既に一般利用の予約が入っている場合はそちらを優先し，視察を優先するものではない。

【委員】

- ・ 現在の利用者数に対する防災危機管理課の評価はいかがか。満足しているのか，少ないと思っているのか。

【防災危機管理課】

- ・ 河川防災センターは災害時の防災拠点であり，災害時に適切に機能することが大切で，そのための平常時のメンテナンスを重要視している。
- ・ 貸室は平常時に空いている会議室の有効利用が目的であり，利用者数の増加が防災の普及につながるものではないので人数にはこだわっていない。

【委員】

- ・ 社会見学やロビー展示の見学者数は把握していないのか。

【防災危機管理課】

- ・ 把握していない。

【委員】

- ・ 運動施設の利用者が万単位でばらつきがあるのはなぜか。

【スポーツ課】

- ・ バルーンフェスティバルの参加者数を計上しており，天候により開催が左右されるため，利用者数に差が出ている。
- ・ バルーンフェスティバル参加者を除いた利用者数では年間3～4万人である。

【委員】

- ・ 維持管理費用のうち，本部管理費とは何か。

【防災危機管理課】

- ・ 指定管理者が職員管理や経理を本社で行っており，その経費である。

3 非公募施設の施設概要及び非公募の理由について

江島総合スポーツ公園・松池公園（運動施設・公園施設），石垣池公園（運動施設・公園施設），鈴鹿市鈴が谷運動広場，鈴鹿市立西部体育館，鈴鹿市農村環境改善センター，鈴鹿市立西部野球場，西部テニスコート，鼓ヶ浦サン・スポーツランド（運動施設・公園施設），桜の森公園（野球場・公園施設）について，当該施設を所管するスポーツ課，市街地整備課，廃棄物対策課，農林水産課から施設の概要調書等の資料を基に非公募とする考え方と理由を示したが，指定管理者制度の本来の趣旨や市民にとっての利益を勘案するに，指定管理者制度運用指針 2（1）～ のいずれにも該当しないことから，非公募は適切ではないと判断された。

主な審議内容は以下のとおり。

《質疑応答》

【委員】

- ・ 競技優先でインターハイや国体をスムーズに運営するために非公募で選定するという印象であり，スポーツ施設の本来の目的である，市民へのサービスや健康のために使われることが大切ではないのか。

【スポーツ課】

- ・ 当然ながら市民・利用者が優先であり，現在の指定期間において体育協会が指定管理者としての経験を積み，十分対応できるようになっている。
- ・ それに加えてインターハイや国体への対応が可能な体育協会を非公募で選定しようとする趣旨である。

【委員】

- ・ 指定管理者導入によるサービスや利便性の向上が測定できるアンケート結果

等はあるのか。

【スポーツ課】

- ・体育協会で利用者アンケートを取っている。サービスに対する満足度はおおむね良好である。
- ・アンケート内容もスタッフ対応から施設の清掃状況・器具の状態まで幅広く、それらについての利用者の回答はほぼ満足できるという結果になっている。

【委員】

- ・アンケートの回収方法や回収率は。

【スポーツ課】

- ・毎年9月から11月の2ヶ月間を実施期間とし、窓口や開催教室に備え付ける任意の回答方法である。スタッフが声かけをして協力依頼している。

【委員】

- ・他県のスポーツ施設を指定管理している会社の方と話したことがあるが、体育館や武道館にいろんな市民が楽しめるように企画を立てて、たくさん人が来るように勉強し工夫している。

【スポーツ課】

- ・近年、ニュースポーツやダンスなどスポーツの幅も広がってきており、今まで利用してきた方以外にも利用者の幅を増やしていけると思っている。

【委員】

- ・農村環境改善センターや桜の森公園もスポーツ施設と一体にして管理するメリットは何か。

【市街地整備課】

- ・桜の森公園では駐車場を共有しており、不可分の施設であることから、一体管理が望ましい。

【スポーツ課】

- ・野球場での大会時等の駐車場対応などもスムーズにできる。

【農林水産課】

- ・西部野球場・テニスコートには運動施設の管理棟がなく、農村環境改善センターを使って受付事務等行っている。
- ・利用料が発生する施設なので、同一の事務所を複数の指定管理者が使用するのには安全面から好ましくなく、運動施設専用の管理棟を整備するのも経費面から現実的でない。
- ・スポーツ施設と農村環境改善センターを一体的に運営管理することが、運用面でも効率的であり、経費面でも効果的であると考えている。

【委員】

- ・民間のスポーツ施設に比べて休館日が多いと感じる。休館日や開館時間を再検

討すれば利用者は様々な使い方ができるのではないか。

【スポーツ課】

- ・利用者としては年中無休が理想だとは思いますが、限られた人員配置と経費の面、また指定管理者職員の労働環境の面からも、開館時間の延長拡大は考えていない。

【委員】

- ・市民が利用しやすく、使える時間が充実することが指定管理者制度導入の重要なポイントだと考えるが、現在の開館状況ではもったいないと感じる。
- ・これまでは、税金を投資して建築した公共施設だから市民は安く利用できて当然だという意識があったと思うが、今のスポーツビジネスの世界ではそういう考えではなく、サービスに対して対価を支払うという方向性になっている。もっと市民が利用しやすくそこで収益を得て、スポーツ施設という資源を最大限活用すべきであり、鈴鹿市の施設もそのように変わっていくべきだ。

【スポーツ課】

- ・市立体育館のリニューアル後には、利用形態・利用料金の見直しやスポーツ教室のあり方も含めて検討していく。
- ・テニスコートは現在も夏季は早朝の利用ができるので、今後も継続していく。

【委員】

- ・早朝利用に関して、鈴が谷運動施設・西部野球場・桜の森野球場は早朝から使えるようになっているが、開館時間の設定の特別な経緯等があるのか。

【廃棄物対策課】

- ・鈴が谷運動施設については経緯は不明。
- ・実際の利用は午前中は9時からが多く、7時からの利用はあまりない。

【スポーツ課】

- ・西部野球場は地元の老人会等の早朝から活動する団体がゲートボール用に野球場を使えるように対応している。
- ・桜の森野球場はナイター設備がなく夜間利用ができないので、早朝からの利用ができるようにしている。

【委員】

- ・利用者や周辺住民のニーズの把握はしているのか。

【スポーツ課】

- ・指定管理者もしっかり把握している。例えば、桜の森野球場について、周辺住宅への影響を考慮して、早朝からの水撒きやバックネットへの網の設置など指定管理者自らが積極的に状況把握に努め、対策をしている。

【委員】

- ・指定管理者の選定において、施設の設置目的に合致する団体であるかが重要な

ポイントになるが、スポーツ施設の設置目的に合致する唯一の団体なのだろうか。

- ・河川緑地運動施設の設置目的も同じだが公募で選定している。他のスポーツ施設も公募できるのではないか。

【スポーツ課】

- ・設置目的は同じだが、使用料を取っておらず、主たる施設が河川防災センターであることから、他のスポーツ施設とは別だと考えている。

【委員】

- ・河川防災センターの場合は、スポーツ施設の維持管理以外の業務もすることになり、業務内容がより難しいと思われるが、公募で選定している。他のスポーツ施設も公募できるのではないか。
- ・体育館を改修で2年間休館することやインターハイ・国体にむけての対応の必要性を募集要項に記載して公募すればよく、非公募でないといけない理由とは言えない。

【スポーツ課】

- ・国体の成功が大命題であり、体育協会とは国体に向けて積み上げてきたものがある。
- ・選手強化や大会運営を含め、それぞれの場面で、計画を立てて準備を進めていても、不測な事態は発生する。急な会場変更等が必要になる場合などの対応に、他団体が指定管理者であると混乱が生じるのではないかと懸念している。
- ・河川緑地は国体の会場に該当していないことから公募と判断した。

《審議》

【委員】

- ・本来の指定管理者の趣旨に照らし合わせると公募だという感じがする。
- ・特定非営利活動法人であることの公共性の高さは指定管理者の本来の趣旨ではない。

【委員】

- ・スポーツ施設は、税金の投入額を減らし、サービスが向上し、雇用が生まれるといった指定管理者制度の良さが最も発揮される施設であるのに、非公募なのはもったいない。
- ・競争があることでサービスが向上し、指定管理者が選定されるのが理想。

【委員】

- ・前回の桜の森野球場の選定時の意見書で付帯意見として非公募による選定について見直すよう求めたが、見直した部分が不明。

【委員】

- ・これまでも公募にすべきという議論があった中で、今回が公募にする機会ではないか。

【委員】

- ・国体に向けた競技団体との調整や連携など、市が指定管理者に求めるものもしっかり募集要項で示して公募すれば、市の望む資質を持った指定管理者が選定されるはず。
- ・本来、指定管理者制度は、民間の工夫やアイデアによって公の施設を効率的・効果的に管理運営して成果を上げていくための仕組みであり、非公募だとその旨みはほとんど出てこない。

【委員】

- ・公募にしない理由がない。国体だけを理由にこれだけ規模の大きな施設を5年間も非公募で選定するのか。
- ・前回選定時の付帯意見でも指摘されている。

【委員】

- ・指定管理者制度の本来の趣旨や市民にとっての利益を考えると、非公募にしないといけない理由が見出せない。

4 その他

特になし

以上